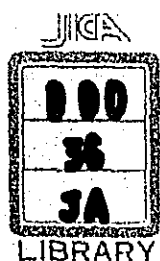


第 2 5 回 協力隊迎管委員会議事録



青年海外協力隊事務局

第 2 5 回 協 力 隊 運 営 委 員 会

議 事 要 録

1. 日 時 昭和 5 5 年 6 月 5 日 (木) 午後 6 時 3 0 分
2. 場 所 ホテル 霞 友 会 館 「萩の間」
3. 出 席 者
委 員： 衛藤 湛吉 委員、加藤 孝光 委員、末次 一郎 委員、
内藤 幸彦 委員 (五十音順)
事業団： 有田 総裁、荒勝 副総裁、橋 理事、佐々木 理事、
黒河内 事務局長、松崎 次長兼管理課長、
渡部 経理課長、伊藤 派遣課長
4. 議 題
1. 協力隊事業の中・長期構想について
 2. 昭和 5 6 年度予算要求について
 3. 緊急ボランティア派遣計画 (案) について
- 資 料
1. 青年海外協力隊の将来展望と業務の改善に関する
問題提起 (長期展望特別研究委員会)
 2. 昭和 5 6 年度予算要求素案骨子
 3. 緊急ボランティア派遣計画 (案)

国際協力事業団	
受入 月日 '84.9.13	000
登録No. 14995	36
	JV

JICA LIBRARY



1018750[8]

(議 事 要 録)

————— はじめに黒河内事務局長より今回の議題について発言、
(1)協力隊事業の中・長期構想についてはかねてから末次委員を中心に討議されてきた特別研究委員会の問題提起と討議を、(2)56年度予算要求については、現在素案について外務省と協議中であり、6月9日以降第一次要求(案)を作成する段階であるので素案についてのご意見を、(3)緊急ボランティア派遣計画(案)は56年度予算要求の重点の一つになっているので内容についてのご意見を、それぞれ頂戴したい旨説明した。

————— 議事に入り冒頭、衛藤委員より議事進行について発言

(衛藤委員) 中山会長がおられた時代から当時の伴事務局長が本委員会の進行をつとめ、今日までその慣例が続いているが、事務局長は、説明役でもあり、事務局を代表して発言することが多いので、本委員会の運営がすでに定着した現在、進行係は事務局長がするのではなく、運営委員が交代して担当する、或いは例えば私がそれに当たるという方式を、この際検討することを提案する。今決めることはない、将来のテーマとして提案しておく。

————— 上記発言を了承して第一議題に入り、末次委員より配布資料「問題提起」について説明

(1)

(末次委員) 昨年9月17日の本委員会において、この特別研究委員会の設置を決めていらいの途中経過は、随時お話ししてきたし、お配りした「問題提起」冊子の末尾のページに記述してあるので省略する。論議の内容をまとめて「提言」とすることは事務局の立場もあろうし、また多岐にわたるので、「問題提起」とした。特別研究委員会は、メンバーを少数の3人にしぼり、協力隊事業のまわりの方々から意見をうかがい討議することに努めた。衛藤委員にも最終討議に参加して頂いた。

「Ⅰ. 委員会設置の目的と検討の視点」は、昨年9月の提案の際述べた通り、長期展望をえがきつつ対応するという、運営委員の中でも数年前からしばしば論じられてきた基本線に沿って記し、例えば事務局内にプロジェクト・チームをつくって検討し平行的に作業をするような取組みを提案する。

「Ⅱ. 将来展望」は、まず派遣のニーズについて拡大の可能性はあるか、第2にニーズに対応する可能性はあるかを論議し、その結果ニーズが拡がってゆく展望があり、それへの対応もきめこまかくすすめてゆけば拡大できるという設定の上立つて、「Ⅲ. 検討を加うべき問題点」を指摘した。その内容はA～Iにわたる9項目に分けた。

56年度の予算とかかわりをもつか否かは直接問題にはしない。個々の問題点にわたる議論は予算要求には直接関わりはない。

(総 裁) 中間時点でのペーパーを拜見しており、この「問題提起」は基本的な考えは同じだと思ふ。すべての問題点をよく洗われており、客観的によく書かれている。敬意を表すとともに、検討し反省し問題点について事務局内で引続き検討することとする。極力ここに示されたアイデアに沿つて実現する方向で努力したい。特に異論はない。

私も就任以来半年近くなり、その間協力隊を真近かに眺める機会があつたし、事業団外の関係者といろいろ話し合つたが、評判がよく喜ばしい。過日 A D B 総会でマニラに行つた際、協力隊員諸君に会う機会を得て O M S D の職訓を見学した。初歩的なクラスとハイ・レベルのクラスとあり、オランダ、国連等の外国人は皆帰り、協力隊員が今や 10 名活動していた。小林シニア隊員は経験あり統卒力あり非常によくやつていた。将来は専門家に登用して専門家と隊員との組合せを考える。隊員の帰国後の状況についても、就職の世話にあたっているが大企業からも歓迎され、J I O A の職員にも採用している。専門家として成長し得る人材は登用に努めて、ご指摘のシニア隊員の弊害を改めることは可能と考える。

J I O A の他の事業との組合せを考えたい。ケニヤツタ農工大への援助で専門家と隊員の関係を案ずる向きがあるが、こだわりを少なくし問題がないよう努力することが必要だ。タイには援助のプロジェクトは数多いが協力隊はまだ行つていない。最近南太平洋諸国との派遣協

定がふえているがまだこれからだ。今後とも発展の可能性はある。職種がふえ、また変化するのに募集が対応できるかが問題であるが常時検討をしてゆきたい。

任期満了して帰国した隊員に「修了証書」を出すというのは励みになる。簡単にできることはどんどんやつたらよい。

(衛藤委員) シニア隊員の問題、帰国隊員の専門家への結びつきは長い年月にわたって話題にしてきた。総裁から只今見通しをうかがって大変うれしい。かような積極的なレスポンスは初めてである。テクニカルな面で難しいことはあるだろうが、帰国した隊員の何割か、例えば5分の1が一生海外協力に携わる道を選びたいということであれば、その道をぜひ拓いて頂きたい。隊員の励みになる。農林水産省もいろいろ経緯はあるだろうが、よい帰国隊員を専門家に吸収するよう同省ご出身の副総裁にご尽力をお願いしたい。これまで何故専門家になれないかを尋ねると、その答えは、各省のカベ、既得権益とのことだつたから。

(総 裁) 今日では事態はかわつた。ご指摘のような時代はすぎて、専門家の養成確保が問題になつている。

(橋 理事) 政府機関からの専門家派遣のパーセンテージは年々減つて民間がふえつつある。国際協力総合研修所(仮称)をつくつて専門家育成を計画しようとしている。

(総 裁) 研修所の計画は有望である。

(衛藤委員) これまで何回もお願いしたのは、帰国隊員中の希望者に大学院に入れるようにすること。博士コースにすすませることであり実現に努力して頂きたい。

(佐々木理事) 専門家の確保、養成は事業団の仕事であり、今、中期研修の受講者にOBが7名入っている。中期、長期の研修は、専門家への一つのステップである。OBはJIOA職員の中途採用にも毎年数名入っている。

シニア試験もJIOA全体の試験となるように遂次検討する。なお「ジュニア・エキスパート」には疑問がある。現に専門家に直ちになる道があり、またバングラデシユにおいては隊員がジュニア・エキスパートとして受入れられている。従つて殊更に新しいものを入れることは避けたい。

(末次委員) 呼び名の問題ではない。委員会の趣旨は、上に登用しなさいということである。

(桶 理事) 海外長期研修制度を専門家育成のため今後も充実したい。

(衛藤委員) JIOAの中に職員としてOBが60名以上を数えるというが、専門家も含めて統計で示されたい。

(総 裁) それは必要だ。合わせて折角の統計ならば、民間企業特に大手の会社に勤めているOBについても調査して加えよ。

(内藤委員) 総裁の先刻来のお言葉は心強い。私も特別研究委員会のメンバーの一人として討議に加わってきたが、事務局の中に長期の展望を考えなければという気運がもり上がって、よい効果があつたと考える。

またOBの中にはシニアとして現に頑張っている者も多いが、専門家への道づけやそのためのPRを総裁のお言葉通りシステム化してほしい。現実に専門家登用或いは育成研修の窓口は5年前に比べると格段に広がつたと感ずる。当時は待ちに待たされて専門家になることを望みながら就職した者もあつた。隊員にとっては、専門家への道も含む将来の進路を考えることができ、大変励みになる。一般募集や啓発にもプラスになるう。

(総 裁) フィリピンの小林シニアのようなケースは、ぜひ専門家にすることを進言されたい。予算がない、足りない等官僚的な取扱いはやめるべきだ。

(末次委員) 専門家の派遣に関連して、専門家を出す仕組みを協力隊員にも準用することは問題であり、所属先捕てんの制度は漸減する方向で努力されたい。ある時期にこれを企業に売りこんで隊員を出してもらう依頼をしていた。エ

サをもとにして釣るという考え方はよろしくない。企業に努力を求めて社会還元をさせるべきである。例えば、日赤では協力隊から何故こんな多額を補てん金として受けるのだろうかと言っている由、協議し説得すれば企業は協力できるではないか。ボランティアの事業は甘やかしてはいけない。帰国後の隊員の受入れにも通じる。

(内藤委員) ボランティアの青年は協力隊事業が好きで集まってくる。帰ってきた時にお金がいくらあるかではなく、帰ってきてどんな進路があるかで事業を考える道づけが大切である。

(副総裁) 末次委員に一つ質問がある。「問題提起」本文中にある(16ページ)オイスカの東南アジアにおける評価をききたい。

(末次委員) 行つた人たちとセンターづくりの仕事とは評価が同列にない。アナナイ教という宗教が基礎にあり、それだけに協力隊員の一部に比べて心構えのよい人が多い。最近では、派遣数がへり、研修の為の受入れに比重がうつり、センターの評価は高まっている。

(衛藤委員) ボランティア団体で長続きして評価されているのはキリスト教医療協力会とオイスカであろう。オイスカは評判はいいが戦前派の篤農家が少なくなり年代が高令化し

ている。スリ・ランカはオイスカから人がほしいという
が高合化の現実は曲がり角といえよう。一方派遣先から
人を日本に受入れる研修については、日本流に実行して
成功をすれば、キビキビしている、日本語もよく話す、
と好評であるが、日本流の研修がアナクロニズムになる
とよくない結果を生む。評価あいなかばであつて受入れ
も曲がり角といえる。

(加藤委員) 末次委員の報告、説明と総裁の話聞き、協力隊の運
営が有機的、機能的にすすんでゆくことをうれしく思う。

————— 第1議題を終えて第2議題に入り、黒河内事務局長が
56年度予算要求素案の内容と現状とを三重点事項に沿
つて説明

(加藤委員) 補助金対象県8県について具体的に説明されたい。

(事務局長) 55年度は秋田、宮城、栃木、埼玉、神奈川、富山、
香川、福岡の8県で、国から4分の3の補助金を受け、
総額80万円余で協力隊の募集・啓発、帰国隊員の定着
支援活動をすすめている。

(事務局次長) 協力隊事業は国の事業だから県が募集・啓発等に協
力した際に謝金を出す、という考え方ではなく、この
事業は県においては県民である青年の相談、支援であ

つて、県の事業でもあるのだから県が独自に予算を出し、それを奨励する意味で国が補助金を出す仕組みである。

(総 裁) それならば全県に拡げることにはできないか。

(衛藤委員) 県の中には30県以上も補助金を受けて技術協力研修員を受入れている。協力隊についてもせめてそれらの30県余は、補助金によることにすべきではないか。

(事務局次長) 移住の業務はすでに地方自治法にいう県の固有事務になつてはいるが、協力隊についてはそこまでのコンセンサスや気運がまだできていない。逆に外務省は補助金をやめて謝金一本にするか、国の委託費とする考えさえ既のめかしている状況にある。

(総 裁) 30県は海外協力に理解ある県なのだから56年度に14県などといわずにもつとやつてはどうか。またこのことは本部、事務局だけでなく、国内支部も使つてその30県に働きかけて補助金による実施県にする方向をとるべきだ。

(事務局次長) その方向で努力するが、現実には51年度3県で始まつたこの制度が、5年かかつて毎年1、2県ずつふえてきたにすぎず、外務省、大蔵省の理解を高めることに苦心する状況にある。

(内藤委員) 帰国隊員進路相談員について説明されたい。

(事務局長) 地方出身の隊員が帰国後いわゆるUターンして地方に進路を求める場合、事務局には各地方の人脈や情報が必ずしも充分にない。地方在住の、その地域の経済、社会事情に精通した人を相談員に委嘱し、貴重な海外体験をもつて帰国した隊員にその所を得させるような指導、斡旋やその段取りを地方につくりたいと考えている。全県にではなく3分の1の15県について予算の芽を出すことに努力する。

(内藤委員) OBを当ててるのか。地方在住のOBの中には中堅の人もふえて若い人たちの相談にのつて活躍している人もいるが。また育てる会との関係はどうか。委嘱をする場合は県の囑託になるのか。

(事務局長) OBである人が望ましい。地方の相応の人材ということだ。委嘱に際しては県ではなく事務局の“囑託”という考えで、育てる会とは有機的に連携して活動する余裕があり、いろいろ研究できる人を選ぶよう心がけたい。

(内藤委員) OBであれば、しかももう40才前後になれば帰国後の進路だけではなく、いわれなくても若いOBの相談や世話や啓発もやっている。ことさらに進路相談員とするのは何故か。

(事務局長) 協力隊地方普及員、としてもよいではないかというご意見もあろうが、予算としてどこに付けるか、地方基盤の強化という視点に立つて帰国後の進路相談が実際的ではないかと考えた。

(術藤委員) 発想の原点が大事なのだろうか。この発想は、地方のOBから出たものか。

(事務局長) OBには違いないが、帰ってきて間もないOBとの話の中で地方における協力隊の根付き方をきかれ、事務局にとって人脈、情報の不足を覚り、地方での組織をつくりたいと考えた。

(術藤委員) 考え方が官僚的ではないか。運動体の活用が大切である。地方ではまだ4支部とはいえ育てる会もある。各県にはOB会という強い組織がある。いわれるような活動は、OB会を使うべきだ。大勢で運動していた中でひとり相談員ができると、それ以外の方はソツポを向くことがよくある。制度ができると運動がつぶれることをおそれる。

(総 裁) 予算をとるには手段が必要である。地方での進路相談となれば、育てる会に相談し謝金をもつてお願いするのが筋であろうが、予算をとるためには格好をつけることも大事である。

(衛藤委員) OBが相談員となるのが望ましいとのことだが、地方で実際に就職するためにはOBではなくて商工会議所にもおしかけて行つて情報や話を仕込まなければすすむものではない。

(総 裁) 商工会議所や有力団体との連絡をよくせよと国内支部に命じておりネットワークづくりをしたい。事業団も現存の機構を強化せねばならぬ。タテ割りが強すぎて一体感に欠けていると反省しているが、地方基盤の拡充には支部の活用を考えられたい。

(衛藤委員) 繰返していうが相談員という特殊な appointment をやると、アポイントされない人の士気が低下するおそれがある。育てる会が皆ボランティアでやっているが、その中で一人がこういう形で委嘱されると、皆でボランティアでやってきた気持、士気は下がる。

(事務局長) 予算のとり方とは別に、運用によつてグループへの助成をするように考える。

(総 裁) 国内支部が機構の活動として当然やるべきことである。側面的には育てる会のボランティア活動による。別に拠点をつくる必要はない。

(橋 理事) そのための活動費をどう確保するか、予算のとり方が

問題である。

(加藤委員) 地方基盤に関する地方有識者との懇談会及びブロック別都道府県会議について育てる会との関連も含めてききたい。

(事務局長) この3月に名古屋と仙台において帰国隊員の研修会の形式でその地域の経済・産業界の方々はもちろん言論界、教育界等広い範囲の方々との懇談の機会をもつた。その経験を生かし一層よい方式で地方におけるアミの目づくりに役立てたい、と考えているのが前者である。後者、つまり、ブロック別会議は、毎年東京で開いている全県の主管課長会議も盛会でよいが、ブロックごとにその地域の状況についてOB会も近隣県で集まることが多いしまとまつて論議できる機会をもちたいと考え新しく打出した。

(末次委員) 派遣規模拡大の要求中には疑問が随分ある。①460人の派遣数の根拠はなにか。

55年度の要求段階では440名だった。結果としては400名に止まった。しかも53年度の実績は353名である。460人を要求しても通用しないのではないか。それとも別の根拠があるのか。②シニア隊員は重ねて「問題提起」で主張している通り、以前からこれはやめるべしといっている。何故倍にふやすか。事務局長の説明ではケニヤツタ農工大にシニア隊員として出

す必要性を述べたがO Bは専門家を出すべきで派遣元となる京都大、岡山大にそう注文し責任をもたせることはできるはずだ。③海外手当は、調整金は多くてよいが、何故240ドルを280ドルにも大巾にふやすか根拠を示されたい。④療養一時帰国の経費の要求は反対である。療養帰国を前提にすること自体よくないが、ボランティア運動に何もかも仕かけができていることはよくない。このような事態は緊急事態であるから対応の仕方をおくことは必要だ。

(事務局長) ①規模拡大は、400名の現在の派遣定員を今年度一杯にできると予想されるので、このレベルから計画的に拡大をはかる規模を20名 $\frac{1}{2}$ ユニットとして考えて460名とした、②シニア隊員については、ずつと20名の予算が55年度10名に減つたものをもとの20名に戻すという考えであつた。(末次委員から「戻す、というが今10名のものを20名にするのはふやすことではないか」と再発言あり)ケニヤツタ農工大に関しては京大、岡山大が今後の検討、実施に当たつて本気になつて取組んでくれれば専門家としての派遣は可能であろう。

(末次委員) 予算要求の中には、行政事務的に過保護と見えるものがある。ボランティアはそういうものではない。また質問の趣旨は要求をいくらにすべきだといつていてではなく、絶対に必要で取らねばならないならば根拠を明確

にし、説得力のある中身にしてことに当たれ、といっている。

(派遣課長) 海外手当について増額要求の事由を述べれば、第一に、73年のオイルショック以来、途上国内も物価上昇が顕著で現地生活費の高騰が続いていること。第2は通貨不安の中にあつて海外手当表示の米ドルが変動し、現地通貨との差損の補てんを要すること。第三には住宅は派遣協定では受入国側の無料提供とうたわれていても、現実には住宅需給事情から日本側が住居手当を負担しなければならぬ例が、その金額とともにふえており、今後の新規派遣国はますます、協力隊は受入れたいが、住宅提供が困難となる国が増加すると予想されること。以上三つが主な理由である。

(衛藤委員) 他の民間ボランティアとの格差が大きくなり、協力隊が特権階級にならないか。オイスカやキリスト教医療協力会の看護婦の手当は低く、ユネスコ・Vで胸ヶ根訓練に参加してバングラデシュに派遣された2人は50ドル、スリランカのユネスコ・Vは45ドルである。

(派遣課長) 海外手当の額を国別に検討するに当たっては、各国の物価統計を調べ、派遣国間で不釣り合いにならぬよう配慮しているが、他国のボランティアとの比較も参考になっている。例えば米軍平和部隊の平均と比べると協力隊は13%

多いが、米国は別に現物支給の加算があるので水準はほぼ同じと考えてよい。国連ボランティアはいずれの受入国においてもかなり高く協力隊の平均よりも60%多い。逆に英国のVSOはもつとも少なく、日本は概ね中間に位置する。なお、最近西アフリカへの新派遣国があるが物価高が目立ち現地手当の額を300ドル或いはそれでおさえることが困難になりつつある。

(術藤委員) 私たち運営委員は基本的なことをおさえることが役割である。ボランティアに手当をいくら出すかは大切な論点で、それは哲学にかかわる部分であるからだ。そのような重要な論議は時間をかけて集中してやるようにしたい

(末次委員) 健康管理手当もその哲学にかかわる部分である。隊員皆に出すのは問題で、ボリビアの隊員でさえ私が現地です話した際、高地のラパスから低地に保養にいきたいかときいたが、いきたくありませんとの答えだった。専門家の思想をとり入れると問題が生じる。絶対やるなどはいわないが、ほどほどにすべしだ。健康管理は必要だが、健康管理手当をつくつて旅行に出るのは、むしろ調整資金のワケ内で考えたらいかがか。予算のとり方だといってズルズルとすることは困る。

(加藤委員) 哲学については末次委員と同感共鳴するが、予算のとり方とか要求技術はいろいろ組合せてうまく考えるのが

よい。

(末次委員) 次は重点の二つ目の緊急短期派遣について、どこから何故この発想が出たのか。難民を契機としてであれば反対である。昨年の年末近いあの段階では即戦力が必要であつた。その時期にOBを緊急に協力隊のラチ外で出すことに意味があつた。関係者の話をきくと今の段階では難民センター向きに入れることを考えて訓練をして出すことが必要ではないか。難民問題がまだ続くのであれば協力隊員を派遣する方が適しているのではないか。

————— 黒河内事務局長が、第三議題の緊急ボランティア派遣計画(案)を関連して説明、第二議題の内容と合わせて論議を継続 —————

(事務局長) ①昨年末のカンボディア難民問題が契機になつている。当時、協力隊が出るべきだという周辺の声と批判があり、それにこたえる必要があつた。②協力隊派遣のスタイルの多様化を志向して考案した。③民間ボランティアの高揚とそのイニシアチブを生かして政府機関としての協力隊の義務として救援活動の調整の側面を団法の枠内で制度化をする。以上の3点が提案の由来である。

(末次委員) それでは、話が逆である。280ドルの海外手当など、民間のボランティアをスポイルすることにつながる。

(総 裁) 短期の派遣は今やつている協力隊の仕事にはなじまない。協力隊が出るべし、何をしている、という批判があつたのならそれは的はずれの批判だ。協力隊が何でもやることはない。OBが大勢行つている。この際志望する人を登録して、OBの活用を中心とし、それにプラス・アルファがあつてもよい。それによつて緊急事態に対応するということにしたい。民間ボランティアの調整を協力隊がやることはない。それは総理府の仕事であり、本質を見失わないように留意せよ。

(末次委員) 一般国民はカンボディア難民問題で協力隊を、なぜ出ないのかなどと批判していない。あるとすれば外務省からではないか。協力隊員を出すわけにはゆかないし、出るといえば反対する。即戦力を出せばよいし、現にOBを相当数出してきた。今後も続くならば難民センター要員として一般隊員を出せばよい。

(総 裁) そこに問題はある。まずタイ国との協力隊派遣の協定ができていない。難民問題はポリテイカルなものであり、地方地域住民のことも念願におく必要がある。井戸掘りにしても住民のためを考え、本来はタイへの協力、タイ政府への援助でなければならぬ。これは協力隊の長期的展望ある協力の構想のラインである。センターへの協力も同じである。いま協定がないために面倒がある。もしかりにフィリピンに緊急事態があつて協力隊の派遣が求

められれば派遣中の隊員を一時相手側の許可をえて転用することも協定があるから可能だが。しかし短期派遣のために予め訓練しておいたり、民間のボランティアをとりこんで調整するのは協力隊の仕事ではなく総理府がやるべしだ。協力隊は考え方を整理して最少限のものにしほつておいてよい。

(内藤委員) 現地で見たとおり、OBが即戦力として地域住民と一体となつて活躍できる条件はある。カンボディア難民問題で30名以上が現地に行つている。OBの気持をいえば、これまで本領発揮の機会がなかつたがこの案を煮つめて、力量を出せる場をつくつてほしい。

(末次委員) 民間ボランティアには人それぞれの取扱いに差がある。丸抱えの要望があればそう考えるし、手弁当でゆくという人にはそうやつてもらふ。それがボランティアなのであつて、行政事務的にやるのはスボイルされるおそれがあつてこわい。処遇ではなくてその人に援助する、つまりこのボランティアにはどんな支援をして活動してもらふか、というケース・バイ・ケースなのだ。協力隊も団法の促進、助長、支援という考え方は、同じだつたはずだ。

(佐々木理事) 民間の各種の団体には、カネも動員力もあるものがあるがないものもある。このような団体や人を援助することはどうか。官僚的だといわれるかも知れないが、

協力隊を使うのがやりやすいということもある。

(末次委員) フアンドはどこに出してもよい。難民の問題は難民対策室があるのでそこが交通整理をやるべきだ。協力隊は経験はある。訓練もやっている。協力隊はボランティアを訓練するのみでよい。

(総 裁) まず登録制をとる。そして2 - 3週間の事前オリエンテーション、この二つを協力隊がやればよい。

(末次委員) 民間とタイ・アップを考えるとというけれども主人公に協力隊になるのか、それとも主人公に協力隊が協力するのか。そこが重要である。

(総 裁) 協力隊が主人公に近づくのは、思い上がりがある。民間の人たちがどう出るかは民間の問題であり、民間のイニシアチブにゆだねればよい。現地の調整は難民対策室の仕事である。

(末次委員) 政府が緊急対応をするならば、協力隊にフアンドをおくことが必要だと思わない。政府が予備費でやればよい筈だ。

第三議題については、討議したラインで改めて検討する方向で議事を打切り、午後9時半閉会

